



監査告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和5年1月4日から同月25日まで実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和5年2月27日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 多田羅 純一

# 令和4年度第6回定期監査結果報告

1. 監査の対象 文化・スポーツ振興課

2. 監査の期間 令和5年1月4日から同月25日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

## 4. 監査の実施方法及び内容

令和4年4月1日から令和4年11月30日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和5年3月31日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

**【指摘事項】** 該当なし

### **【注意事項】**

#### (1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

①契約保証金の免除の根拠となる添付資料に不備があるもの

②契約必要書類が期限内に提出されていないもの

③契約必要書類が期限内に提出されてはいるが、速やかに契約締結がされていないもの

(2) 補助金事務について

基本的な補助金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、補助金に関する法令、例規、要綱等を遵守し、適正な補助金交付事務を執行されたい。

①国・県補助金において交付決定を受けているが、調定の起票をしていないもの

(3) 文書事務について

基本的な文書事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、文書に関する例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な文書事務を執行されたい。

①切手受払簿等で、修正テープが使用されているもの

②運転日報で、酒気帯び等の確認を安全運転管理者等(各課等の長及び代決の場合は総括)以外の人が行なっているもの、また、酒気帯び確認が全くされていないもの

**【要望事項】**

総合体育館・市民プール、農村交流センター等の数多くの施設管理等を業務委託で行っているが、既存の施設同様に指定管理者制度への移行が可能かどうか等、調査研究に努めるよう要望する。

# 令和4年度第6回定期監査結果報告

1. 監査の対象 土木課

2. 監査の期間 令和5年1月4日から同月25日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

## 4. 監査の実施方法及び内容

令和4年4月1日から令和4年11月30日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和5年3月31日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

### 【指摘事項】

#### (1) 契約事務について

契約事務処理に著しく適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

- ①物件移転補償及び用地取得の契約のうち、土地・建物の所有者死亡後、所有権移転登記をしていないものについて、相続人からの遺産分割協議書の提出がないまま契約締結をしているもの

## 【注意事項】

### (1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

- ①協定書締結に際し、協定書の提出依頼等を文書でしていないもの

### (2) 補助金事務について

基本的な補助金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、補助金に関する法令、例規、要綱等を遵守し、適正な補助金交付事務を執行されたい。

- ①国・県補助金において交付決定を受けているが、調定の起票をしていないもの

### (3) 文書事務について

基本的な文書事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、文書に関する例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な文書事務を執行されたい。

- ①切手受払簿で、修正テープが使用されているもの
- ②運転日報で、酒気帯び等の確認を安全運転管理者等(各課等の長及び代決の場合は総括)以外の人が行なっているもの、酒気帯び確認が一部されていないもの、酒気帯び確認のない旧様式が一部使用されているもの

## 【要望事項】 該当なし

# 令和4年度第6回定期監査結果報告

1. 監査の対象 上下水道課（下水）

2. 監査の期間 令和4年1月4日から同月25日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

## 4. 監査の実施方法及び内容

令和4年4月1日から令和4年11月30日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和5年3月31日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

**【指摘事項】** 該当なし

### **【注意事項】**

#### (1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

- ①契約の締結で契約必要書類が落札通知日より7日以内に提出されていないもの
- ②工事の前払金について請求日から20日以内に支払われていないもの
- ③協定書締結に際し、協定書の提出依頼等を文書でしておらず、また、変更協定時の決裁を、当初協定時の決裁者までとっていないもの

(2) 補助金事務について

基本的な補助金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、補助金に関する法令、例規、要綱等を遵守し、適正な補助金交付事務を執行されたい。

- ①国・県補助金において交付決定を受けているが、調定の起票をしていないもの

(3) 文書事務について

基本的な文書事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、文書に関する例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な文書事務を執行されたい。

- ①旅費整理簿で、修正テープが使用されているもの
- ②運転日報で、酒気帯び等の確認を安全運転管理者等(各課等の長及び代決の場合は総括)以外の人が行なっているもの、酒気帯び確認が全くされていないもの
- ③背表紙がないもの

**【要望事項】**

特命随意契約においては、契約の透明性、公平性、競争性等が厳しく問われている中、特にその随意契約とした理由、業者選定の理由、金額等が相手方主導とならない等、細心の注意を払い、契約事務を執行するよう要望する。